

第2回 大阪港自然災害対策連絡会議議事要旨

日時：令和4年3月9日（水）

午前10時30分～午前11時30分

場所：ヴィアーレ大阪4階 ヴィアーレホール

1. 開会

2. 主催者挨拶（大阪港湾局長 田中 利光）

3. アドバイザー紹介

- ・関西大学社会安全学部社会安全研究センター 河田 恵昭 教授
- ・京都大学防災研究所 米山 望 准教授

4. 参加者紹介

5. 議題

- ・議題1 大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正（案）について

資料1 大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱（案）

- ・議題2 大阪港自然災害対策アクションプランの達成状況について

資料2 大阪港自然災害対策アクションプラン（案）

（～大阪港地震・津波対策アクションプランの改編～）

6. 議事

（議長）

議題は2つである。まず、議題1「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正（案）」について、事務局より提案願う。

（事務局）

議題1「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正（案）」について、事務局より提案させていただく。

資料1について、アンダーラインは削除、太字は改正となっている。

1点目は連絡会議の構成機関であった大阪フェリー協会解散による、名簿の改正である。2点目は国土交通省近畿地方整備局の組織改正により、企画部から防災室へ名称の変更による名簿の改正である。3点目および4点目は大阪府危機管理室および西大阪治水事務所の部署名追記による名簿の改正である。5点目は関連機関である西日本電信電話株式会社の支店名削除による名簿の改正である。

(議長)

提案について、質問、異議等無いか。

(参加者全員)

異議なし。

【議題 1 「大阪港自然災害対策連絡会議設置要綱の改正について」承認。】

(議長)

議題 2 「大阪港自然災害対策アクションプランの達成状況」について、資料 2 を事務局より説明願う。

(事務局)

議題 2 「大阪港自然災害対策アクションプランの達成状況について」ご説明させていただく。

本来であれば、議題 2 について各実施機関から令和 3 年度アクションプランの取組内容及び令和 4 年度以降の取組予定等を説明いただくつもりであったが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、事務局から一括して説明させていただく。

その後、補足及び詳細について、実施機関から説明を受けたいと思う。

資料 2 の P.2～P.5 に「アクションプラン」の策定目的、体系、目標、継続体制を記載しているため、この場で説明は省略させていただくが、お時間あるときに一読願う。

P.6 について、回答いただいた各実施機関の令和 3 年度のアクションプランの取組内容、その課題、令和 4 年 4 月以降の取組予定等を記載している。

アクション項目 1 から順に、説明させていただく。

1 各施設の定期点検と補修の継続・充実

これは各管理主体が継続して各施設の適切な維持管理の取り組みを行うものである。

実施主体は近畿地方整備局、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社。

達成期間は継続実施。

令和 3 年度の取り組み内容は、各実施主体が水門、防潮扉及び防潮堤等について、各個別の計画及びマニュアルに基づき、定期点検、補修を実施し、適正な維持管理に努めている。

課題として、大阪港湾局より、技能職員の退職不補充に伴う職員減少の問題や防潮扉について、老朽化が進行しており、計画的な更新、改修が必要との意見がある。

令和 4 年度以降も取り組みを継続していく。

2 在来地区の防潮扉の嵩上げ

ここでは、経年沈下により、高潮災害時に必要な計画高さを有していない防潮扉の嵩上げを実施するものである。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は短期。

令和3年度の進捗状況は、既存防潮扉天端高さが「高潮恒久計画高」を下回る範囲約6.3kmについて、平成30年度から嵩上げ工事を実施し令和2年度までに約5.2kmが対策済みである。令和3年度は残る約1.1kmの嵩上工事を発注している。

嵩上対策が必要な防潮扉8基について、今年度入札不調となったことから、令和4年度に再度、工事発注し対策を終了する予定である。

3 埋立地における浸水対策の実施

埋立地において、既設コンクリート擁壁や護岸の嵩上げ等により、台風による高潮被害から人命や立地企業等の資産を最大限防護し、浸水被害を最小化するものである。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は長期。

令和3年度の実施内容としては、「工事予定箇所の一部について、埠頭利用者との調整に時間を要したため、工事スケジュールを見直し、令和4年度実施に変更したものである。

令和4年4月以降も引き続き浸水対策を実施していく。

4 小型船舶被害低減策の強化・啓発

ここでは、各実施機関が継続して自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低減する取組を行うものである。

実施主体は大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局、企業（マリーナ運営会社）。

達成期間は継続実施。

令和3年度の実施内容としては、大阪府西大阪治水事務所は「日常のパトロールと合わせて、船舶による河川内パトロールを行い、占有者への指導等を通じて流出抑制を実施している。

大阪港湾局は不適切な係留状況の船舶を指導すべく実地調査を行い、船舶登録番号から所有者が判明した船舶については、啓発文書の送付、また所有者不明船舶については、係留ロープへ啓発文書の取り付け、また、放置艇を把握するため船舶検査表による検査切れ対象船等の調査を実施している。

課題としては、不適切な係留船舶への啓発文書により、改善傾向ではあるが改善されない船舶もあるとの意見がある。

令和4年度以降の実施予定としては、引き続き、現状把握および啓発文書により係留

状況の改善を取り組みを実施していく。

5 耐震強化岸壁の整備

ここでは、各実施機関により、災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を実施している。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局。

達成期間は長期。

近畿地方整備局港湾空港部の令和 3 年度の実施内容としては、国際海上コンテナターミナル（C12）荷捌き地の耐震改良を実施している。

大阪港湾局では、平成 29 年度 2 月から暫定供用している夢洲 C12 岸壁延伸部（延長 250m、奥行き 50m）の背後部分について直轄事業として継続整備している。

令和 4 年度以降も引き続き荷捌き地の耐震改良を実施していく。

6 コンテナ流出防止対策の継続

ここでは、台風に伴う暴風時や地震による津波などにおいて、コンテナの飛散、荷崩れ、流出防止対策を実施している。

実施主体は大阪港運協会、企業（港運会社）。

達成期間は継続実施。

大阪港運協会の令和 3 年度の実施内容としては「災害時の事前防災行動として、コンテナを 3 段積程度とし、固縛器具の使用、実入りコンテナを空コンテナの上に置く等の対策を継続実施」、また「空コンテナ保管事業者に対し、日常的な啓発と台風・高潮等の情報共有」を行っている。

課題として、「津波等の突発的な自然災害に対して対応が困難である」との意見がある。

令和 4 年度以降も事業者に対し、引き続き日常的な啓発と台風・高潮情報の情報共有に努めていく。

7 堤外地における受変電設備の嵩上げ

ここでは、高潮災害時に備え、コンテナ埠頭の受変電設備について嵩上げを実施していく。

実施主体は阪神国際港湾株式会社、大阪港埠頭株式会社。

達成期間は短期。

令和 3 年度の実施内容としては受変電設備嵩上げについては令和 4 年度中に C2 を、令和 5 年度中に C3 の完了に向け工事契約を締結済みである。

令和 4 年度以降に工事を実施していく。

8 荷役機械の暴風・浸水対策

ここでは、台風に伴う暴風時における、荷役機械の逸走、倒壊対策を検討し実施するものである。

実施主体は大阪港湾局、阪神国際港湾株式会社、大阪港運協会、各企業（港運会社）。
達成期間は継続実施。

大阪港湾局の令和3年度の実施内容としては「暴風時には、逸走防止装置や転倒防止装置で固定するよう対策を実施」、「浸水被害があった場合、即時の部品交換により早期に機能回復できるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管」、「荷役機械の継続使用、廃止、更新の検討」を行っている。

大阪港運協会は「荷役機械保有事業者に対し、日常的な啓発と台風・高潮などの情報共有につとめている。

阪神国際港湾株式会社では「台風に伴う暴風時において、荷役機械の逸走、倒壊の事前対策としてアンカー等による固定を実施」を行っている。

課題としては、大阪港湾局から「年々老朽化が進行しており、更新や大規模改修を検討する時期である」との意見がある。

実施主体の令和4年以降の実施については、引き続き、暴風時・浸水時の対策実施並びに浸水時の対策に備える。また、荷役機械更新に向け計画していく。

9 上屋建物の暴風に対する補強の実施

台風に伴う暴風時において、上屋の機能を確保するための対策を検討し、実施していく。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

令和3年度の実施内容としては「令和3年度に取替を予定していた上屋4棟のシャッター取替を実施」。

また、令和4年度以降も順次、シャッターの取替を実施していく。

10 防潮堤耐震化の推進

各管理主体が堤内地への浸水を防止、低減するため既存堤防の耐震強化を推進していく。

実施主体は大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局、大阪市の建設局。

達成期間は短期。

各々の実施主体の令和3年度の実施内容としては、大阪府都市整備部河川室、西大阪治水事務所については、「南海トラフ巨大地震対策の令和5年度完了に向けて耐震化工事を実施していく。

同じく、大阪市建設局は令和５年度までの耐震対策完了に向け、耐震化工事を実施していく。

大阪港湾局は防潮堤耐震化の早期完了を目指し、耐震化工事を実施している。

なお、令和４年度以降の取組予定としては、各々の実施主体が引き続き、耐震化工事を実施していく。

1 1 官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実

自然災害発生時における防御態勢を万全とするため、防潮扉の閉鎖体制の充実と、それに伴う訓練を継続的に実施していく。

実施主体は記載のとおり、近畿地方整備局河川部を初め、此花、港、大正、住之江区の臨港４区役所、水防団、防潮扉管理企業、防潮扉近隣住民である。

達成期間は継続実施。

令和３年度を取組内容としては、記載のとおり、各実施主体の研修・訓練、啓発活動を行っている。

課題としては、閉鎖体制の高齢化と人員の確保等である。

令和４年度以降も引き続き定期的な訓練を実施、体制充実をはかるための継続的な啓発活動を実施していく。

1 2 官民合同避難訓練実施に向けた支援

各管理主体が継続して官民合同訓練の支援を行っていく。

実施主体は大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

西大阪治水事務所の令和３年度を取組内容としては、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発を実施している。

大阪港湾局については令和４年２月に大阪港運協会、大阪港湾労働組合協議会、臨港４区役所と連携し「防災勉強会および避難訓練」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により延期となっている。

令和４年度以降の取組予定としては「引き続き、官民合同訓練実施に向けて、継続して取り組んでいく。

1 3 防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実

各管理主体が継続して、防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の実施および災害時における連携した放置自動車、物品の移動体制を確保していく。

実施主体は、大阪府都市整備部河川室、西大阪治水事務所、大阪港湾局、水防団。

達成期間は継続実施。

大阪府都市整備部河川室及び西大阪治水事務所は河川域のパトロールや巡視などを継続実施しており、占用者への指導等を通じ、適正な河川施設の利用に努めている。

大阪港湾局としては「堤防敷不法占用、不適正使用の調査を実施し、所有者不明の不法占用物品については撤去・除去を行っている。

水防団と大阪港湾局の「災害時における連携した放置自動車や物品の移動体制の確保」としては、関係機関と「災害時協定」を引き続き締結となっている。

令和４年度以降は、各実施主体は「継続して調査、監視、指導および是正措置を実施していく。

課題として、淀川左岸水防事務組合より、「災害時における放置自動車の対策を検討する必要がある」との意見がある。

1 4 港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上

ここでは、港湾事業者や港湾労働者が自主的に適切な防災行動がとれるように、防災・減災知識の充実に向けた啓発活動を行い、自主防災への意識を促す。また、これらの取組から企業の防災能力を向上し、施設の浸水被害や物品の流出低減を図る。

実施主体は大阪府危機管理室、大阪府西大阪治水事務所、大阪市危機管理室、企業（港運会社、船社等）。

達成期間は継続実施。

各実施主体の令和３年度取組内容としては記載のとおり、「各被害想定ホームページ掲載、ホームページの多言語化による啓発、ハザードマップの全戸配布」等を行った。

令和４年度以降も各実施主体が引き続き、啓発活動に取り組む。

1 5 関係機関による緊急時情報発信の充実

各管理主体により継続して、緊急時の情報発信や連絡体制を確保していく。

実施主体は、大阪市危機管理室、臨港４区役所、大阪港湾局、大阪港運協会、企業（港運会社）。

達成期間は継続実施。

各実施主体の主な取り組みは記載のとおり、「大阪市防災アプリの啓発チラシの作成、防災スピーカー及び SNS を利用した災害情報の発信、MCA 無線を使用した情報伝達、各関係機関との連絡体制の整備・更新等を実施した。

令和４年度以降の取組予定としては、各実施主体ともに「引き続き、情報発信の充実に努める。

1 6 高潮避難に関する避難情報発令基準の作成

災害対策基本法が令和３年５月２０日に改正されたことにより、「避難勧告」と「避

難指示」が一本化され「避難指示」のみとなったことから、昨年度の「高潮避難に関する避難勧告基準の作成」からアクション項目の名称を「高潮避難に関する避難情報発令基準の作成」に変更している。

高潮避難に関する検討を行い、避難情報発令基準を作成していく。

実施主体は大阪市危機管理室。

達成期間は短期。

避難情報に関するガイドラインが改定・公表され、避難情報呼称及び警戒レベル区分の見直しを行い、避難情報発令基準を作成した。

令和４年度以降も引き続き、ガイドライン改定に併せて更新していく。

1 7 新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成

施設の災害への備えとしてリスクやとるべき行動を平時から確認するため、水害ハザードマップや避難計画を作成していく。

実施主体は大阪市危機管理室、企業（港運会社、船社等）。

達成期間は短期。

令和３年度の実施内容としては水害ハザードマップの更新に併せて、高潮浸水想定区域図を掲載した。

令和４年度以降も引き続き、ホームページ等を活用し、市民等への周知・啓発を行っていく。

1 8 定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有

各実施主体は継続して、会議・訓練などを通じて情報共有を行っていく。

実施主体は近畿地方整備局防災室を始めとする構成機関で、記載のとおり。

達成期間は継続実施。

令和３年度の実施内容としては、会議等においては「大阪湾港湾広域防災協議会」、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議」の開催。

訓練については、「堺泉北港２区基幹的広域防災拠点での現地総合訓練」、「大阪府地震・津波災害対策訓練」の実施。

その他として、HPでの情報発信、講演、講習会、勉強会を通じて情報共有を行っている。

令和４年度以降も引き続き、定期的な訓練と関係機関の会議等に積極的に参加し情報共有を行っていく。

課題としては、新型コロナウイルス感染拡大しているため、「密にならない訓練や打合せ、他機関との効率的な情報共有方法」、「新たな取り組み方法を検討する必要がある」などの意見がある。

1 9 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保

自然災害発生における防潮堤応急復旧対策の実施体制を継続していく。

実施主体は、大阪府都市整備部事業管理室、大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。

大阪市建設局では、災害時の応援復旧の協定に基づき、意見交換を実施している。

令和 4 年度以降も引き続き、取組を継続していく。

2 0 被災状況調査の充実

各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結していく。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部、大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

近畿地方整備局港湾空港部の令和 3 年度の実施内容としては「港湾空港部、管内港湾管理者、港湾関係 7 団体による災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定」の見直しを実施している。

西大阪治水事務所は防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。

大阪港湾局ではドローンを始めとする新たな技術を導入し安全な日常点検作業や災害発生時の被災状況の把握を実施している。

2 1 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備

被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルに取りまとめを行う。

実施主体は大阪港湾局、企業（港運会社）。

達成期間は短期。

令和 3 年度の実施内容としては大阪市震災総合訓練に併せて、民間事業者にもマニュアルの周知を図っている。

この項目は達成となり、今年度で終了となる。

2 2 官民連携による大阪港復旧体制の継続

自然災害発生後における水域の漂流物を迅速に回収できる体制の継続および航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施体制の継続。また、被災後の各施設の復旧体制を継続するものである。

実施主体は近畿地方整備局河川部をはじめとする記載のとおり。

達成期間は継続実施。

令和３年度の各実施主体の取組内容は記載のとおり、主な内容としては、「大阪湾 BCP の情報伝達訓練の実施」、「各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定の締結」となっている。

課題としては、大阪港湾局から「包括的協定の実効性を向上させる必要がある」との意見がある。

2.3 大阪港 BCP の推進

「危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中段・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港 BCP 協議会」を通じ、さらには P D C A の手法による継続的な計画の見直し・改善を行うものである。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部を初めとする記載のとおり。

達成期間は継続実施。

令和３年度の取組内容としては「大阪港 B C P 協議会による情報伝達訓練の実施」、また大阪海上保安監部については「大阪港台風等災害防止措置実施要領の改正」、「船舶津波要領の改正」を行っている。

その他の実施主体の令和３年度の取組内容については、記載の通りである。

課題としては、主に「他機関との連携を強化する必要がある」等の意見がある。

2.4 要避難者の避難の迅速化

各管理主体において、来訪者や港湾労働者、外国人が要避難者となった場合、迅速に避難できるよう取り組みを継続するものである。

実施主体は大阪府西大阪治水事務所、大阪市危機管理室、大阪港湾局、大阪市経済戦略局、臨港４区役所、企業。

達成期間は継続実施。

大阪府西大阪治水事務所の令和３年度の取組内容としては「津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動の実施」、大阪市危機管理室は「水害ハザードマップの更新および大阪市防災アプリの周知」、大阪市経済戦略局については「災害情報等を多言語で入手できるサイト「オオサカ・セイフ・トラベルズ」のリンクの掲載」、「一時滞在施設を確保するため宿泊施設との協定締結」、臨港４区役所については「津波浸水のおそれがある区において、継続して津波避難ビル等の確保」等となっている。

課題としては、経済戦略局からより多くの人へ「オオサカ・セイフ・トラベルズ」の周知が必要である。また、臨港４区役所から「津波想定では湛水して長時間移動が

できなくなる」「新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的な企業・事業所が減少している等の意見がある。

2 5 被災後の使用可能港湾施設の情報の発信

被災後の物流機能を確保するため、引き続き利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行っていく。

実施主体は近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局。

達成期間は継続実施。

近畿地方整備局港湾空港部の令和3年度の実施内容としては「ディ・マップス」による情報発信の継続、大阪港湾局については「大阪港BCP」において協議会構成員と岸壁等の使用可否について情報共有訓練の実施」となっている。

課題としては、「大阪港BCPの実効性を向上させる必要がある」との意見がある。

2 6 非常用電源の設備改良・整備

災害発生時において、初期初動の指導命令機能を確保できるよう非常用電源の整備を行う。

実施主体は大阪港湾局。

達成期間は短期。

大阪港湾局の令和3年度の実施内容としては「平成30年台風21号の影響による施設内発電設備回路の見直しや浸水対策に伴う港湾防災センターおよび鶴町電気事務所の設備改良を行うとともに、大阪港湾部(中之島支部)に非常用電源を整備した。

この項目は達成となり、今年度で終了となる。

次ページ以降については、アクション項目別の達成期間・実施主体・小会議の一覧を掲載しているので、時間があるときにご確認願う。

以上、簡単に説明を行ったが、議題2の大阪港自然災害対策アクションプラン(案)の事務局からの説明を終わる。

今年度のアクション項目(26項目)につきまして、概ね100%の進捗率で回答があった。

構成機関の方から補足や詳細説明をいただけたらと思う。

(議長)

ただいま、事務局から説明した議題2の大阪港自然災害対策アクションプラン(案)に対して、補足説明はあるか。

(淀川左岸水防事務組合)

先程、事務局よりアクション項目11「官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実」の説明があったが、水防団の課題として「水防体制の充実を図るため、継続的な啓発活動を行うとともに、新たな広報手段の検討を行う必要がある。」としているが、この点について補足説明させていただく。

今、水防団では高齢化や団員不足が進んでおり、これからの水防体制の充実を図るためには、若い水防団の人員確保が急務の課題である。

水防団の活動内容は、若い世代には認知度が低いため、これまで水防組合では、区役所の広報誌掲載や地下鉄駅のポスター掲示、区民まつりなどのイベントでの活動内容の写真掲示や説明、チラシ配布、小学校の副読本作成への資料提供等を行ってきた。

今年度は、新たな広報手段として水防活動の広報と新入団員の確保に向けて水防団のPR動画を作成し、SNSを活用した動画発信による広報活動も行っている。

今後も、関係先の協力をいただきながら、水防の重要性や活動内容を幅広く紹介し、継続的な啓発活動に取り組んでいくので、協力願う。

水防体制の充実を図るためには、新たな広報手段も検討しながら、今後も継続的な啓発活動による水防団員の確保が必要であることを、補足説明させていただく。

(大阪府西大阪治水事務所)

アクション項目で説明があった中の「アクション項目10：防潮堤耐震化の推進」について補足させていただく。

先ほど事務局から説明があった、南海トラフ巨大地震対策を令和5年度完成に向けて実施とあったが、現状、南海トラフ巨大地震対策として、要延長対策が全体で34.0kmである。

そのうち、令和3年度末の対策見込み延長が33.4kmとなっており、現状98%進捗している。なお、残りの区間について、工事中であり、令和5年度末完成に向けて実施している。

(議長)

防潮堤耐震化で申すと大阪府の港湾についても、令和5年度末の全体に向けて、令和3年度末で完了している。そういった意味では、府域の部分は令和5年度末に向けて進めている。

(大阪港運協会)

アクション項目18「定期的な防災連絡会議(委員会)等の開催による情報共有」の項目について、補足させていただく。

大阪港運協会の課題としては「各会員に向けた、発信の仕方」あるいは「コミュニケー

ション全般」についてである。

昨今のコロナ禍において、各会議や訓練について、対面で会議を行うのではなく、書類開催、WEB 開催というのが大半になっている。

このような中で、各会員企業と対面で話を出来ることが少なくなっており、特に大手の会員企業におかれては、もう 3 年目ということで、定期的な人事異動の中で、名簿やメールアドレスの更新は定期的に行ってはいるが、挨拶に来られても顔がよく分からないことが最近は多く、周知・情報共有について、非常に困難となっている。

ここに集まっている皆様の中にも、同様の状況があると思うので、会議の中で、新たな取組み方法を検討し、皆で共有していきたいと考えている。

(議長)

コロナの状況下、各機関で同じ悩みがあるかと思う。私どもも WEB と対面を併用したもの等を導入している中で、皆さん工夫をして対応していただけたらと考えている。

(近畿地方整備局 河川部)

アクション項目 2 2 の令和 3 年度 進捗状況において、近畿地方整備局 河川部の件で、大阪港 BCP に関する取り組みの記載があるが、大阪港 BCP の担当が河川部ではなく、港湾空港部となるので、こちらに修正願う。

(議長)

担当部署の修正ということで、修正させていただく。

他に、補足説明、全体を通しての意見・質問はあるか。

(参加者全員)

異議なし。【議題 2「大阪港自然災害対策アクションプランの策定について」承認。】

(議長)

それでは、今後このアクションプランについて、参加機関の皆様と一緒に今後議論なり協議を進めて参りたい。

これで本日の議事はすべて終了とする。

私ども行政は、防潮堤などのハード整備をはじめとした防災対策に尽力していくが、津波や台風への対策は行政だけでやりきれるものではない。各実施主体は、本日確定した「大阪港自然災害対策アクションプラン」に基づき、引き続き、津波災害対策や台風に伴う防風・高潮への備えに努めていただくようお願いする。

最後に、本会議のアドバイザーとして出席いただいている河田先生並びに米山先生より、ご意見、ご感想などをいただく。

(京都大学防災研究所 米山准教授)

今日は皆さま、お集まりいただきありがとうございます。

今日のデータで、25,320 人の方がコロナウイルスにより亡くなっています。

東日本大震災でお亡くなりになられたのは、約 15,900 人、行方不明者を合わせれば約 19,000 人です。

コロナウイルスの第 6 波で東日本大震災を超えており、まだ、増える状況となっています。

自然災害とコロナを比べ、どのような意味があるのかという話ですが、コロナ以外にも今はロシアの情勢もあります。

今日は 9 日であり、後 2 日で東日本大震災がおきて 11 年目になりますが、例年この時期であれば、東日本大震災の話がたくさんニュースとなっているはずです。

今はロシアの話、コロナウイルスの話となり東日本大震災の話が少しずつ昔の方に押しやられていくような感じがします。

自然災害とコロナウイルスを比べると、コロナウイルスの第 6 波をあんなに気を付けていたが、オミクロンのこともあり、こんなに広がってしまいました。

このようなどうしても防げない感染に比べると、東日本大震災のような自然災害は予測はできないが、対策をすることによって確実に被害の程度を下げるができるのではないかと私は考えています。

そのために一番重要な事は、継続して対策を続けるということです。

様々な災害が起き、戦争が起きて忘れがちになるような雰囲気になるが、そこを踏ん張って、忘れないようにしていただきたい。

本日、ここにお集まりされている市民の安全に責任を持たれる方々には、粘り強く、しっかり毎年チェックし、継続的に取り組んでいただいています。

これからも大阪港湾局が中心となり、続けていただきたいと思います。

(関西大学 社会安全学部 社会安全研究センター長 河田教授)

河田でございます。

災害とは、日頃やっている事しか実際に起こった時、役に立たないことは良く分かっております。災害が起こった時に「ああやれ！こうやれ！」と言っても、効果が無いという事が分かっています。

今日、多くのアクションプランを、具体的にどういった事を実施するか、ご紹介いただきました。

このような会議が無ければ、災害が起こった時にうまく機能しないのは当然です。

今日は事前対策と事後対策について、具体的な内容が紹介されています。

不幸にして災害が起こった時にアクションプランをきちっと、実行することで被害が

随分少なくなるのは、間違いありません。

日頃、アクション項目に取り組む中で、どの様に実現しようかという努力が、反映されるため、継続的な取組みをこれまでと同じようにお願いしたいと思います。

私は大学の研究者ですが、昨年6月に政府のニューレジデンスフォーラムという組織ができ、感染症と災害の2本立てで、政府に対し憲法改正して緊急事態条項を明記するということを行っております。

この組織は、内閣官房が関係しており、官房長官が来賓の挨拶で祝辞を述べるなど、政府は本腰を入れてこの緊急事態条項を入れないとCOVID19、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策も、政府が国民にお願いするという形でしか、政策展開できていないというところで、非常に対策が効果的でないということに繋がっています。

これが2年も続きますと皆さん、うんざりしています。そこに政府がお願いするだけで、うまくいくわけが無いので、やはり政府の覚悟を示していただかなければならない。

国民に命令するのではなく、政府の覚悟をもっと明確に国民に知っていただくということを行わないと、「もういい加減にしてくれ」という気持ちが出てくるのは当然です。

そのところに感染症が、なぜ上手く終息しないのかという理由があります。政府の覚悟をもっと国民に示す必要があるだろうと、これは防災も同じです。

何としても被害を抑え込むという覚悟を緊急事態条項として明記するという形でやっていただきたいということで、先週に参議院議員会館で国会議員260人相手に30分の講演をして参りました。

今の状況で、シビリアン・コントロールが出来ないということが分かっています。

なぜかと言いますと、2016年の熊本地震の初動で自衛隊も警察も全く失敗しました。

しかも、失敗したということは、官邸の対策本部に情報が伝えられておらず、そのままになっています。

特に消防は承知のとおり、1948年に自治体消防になって、消防庁はICSを持っていない。

緊急消防援助隊が被災地に行っても指揮命令系統が無いため、どこが何をやるのかという事が、コントロールできない状況となっています。

最近では森林火災が起きると、消防では火を消せず、自衛隊が出動しています。

消防庁長官に言わせると、消防に大型ヘリがないからと言っていますが、その様なことでは無く、自治体消防間の連携が出来ていない。

予算が増えれば何とかなるのではなく、シビリアン・コントロールから見直さないとけない。明記していないところで問題が起きているため、緊急事態条項を明記し、それに関係するところをきちっとすること。

例えば諸外国では災害出動というのは、軍隊の下に警察も消防も入る事になっていますが、我が国はバラバラです。

そんなことで南海トラフ地震が起こればどうするっていても、うまくできる訳がない。そういうことを知っている人が本当に少ないという問題があります。

コロナの問題が起こったので、これをきっかけにして、将来の防災に役立てなければならぬということで私共は活動しています。

5月3日には日本会議という組織があり、桜井よし子さんがヘッドに立って推進してくれており、そこで私が、総会で10分程度講演することになっています。

例えば、防衛予算を今の2倍にするとかの問題ではなく、きちっと大災害に対応できるような組織を作らなければいけない。法体系もきちっと整備しなければならない。お金の問題ではなく、ルールをみんなで承知して作らなければいけない。

今日皆さまに、大阪港の自然災害に対してどうするか、これまでの取り組みをご紹介いただきました。

こういう具体的な内容が、災害時に役に立ちます。

もちろん防潮堤や水門をどうするかと、金銭的な問題もありますが、独立しているわけではなく、そのマネジメントをどうするのかという事に、リンクしていますので、是非この日常的に担当されるところをきちっとやっていただきたい。

そして、初めから準備しているところに予算がつきます。重大だからといって、予算が付くわけではありません。そのために早くから準備しているというのが、予算が付くわけです。

大阪は15年以上、このような活動を続けており、政府の方もご理解いただいていると思っていますので、これまでと変わらず、頑張りたいと思います。

(議長)

日頃やっていることしか、災害時では対応ができない。

26項目のアクションプランを我々としましても検証したいと思う。

閉会